

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号

氏名 三洋商事株式会社
代表取締役 上田 博康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

仙台市長 郡 和子



許可の年月日 平成27年 5月27日

許可の有効年月日 平成32年 5月26日

転写無効

1 事業の範囲

事業の区分

中間処理（破碎）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類
（以上、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用産業廃棄物を除く。）

2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 破碎施設（固定式 1施設）

設置場所 仙台市宮城野区蒲生二丁目29番19

設置年月日 平成27年 4月28日

処理能力	廃プラスチック類	2.24 t/日	(0.28 t/時間×8時間)
	紙くず	1.12 t/日	(0.14 t/時間×8時間)
	木くず	2.00 t/日	(0.25 t/時間×8時間)
	金属くず	2.96 t/日	(0.37 t/時間×8時間)
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	2.80 t/日	(0.35 t/時間×8時間)
	がれき類	3.28 t/日	(0.41 t/時間×8時間)

許可年月日 対象外施設

許可番号

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成27年 5月27日 新規許可

平成29年12月18日 変更届出（本店所在地変更および水銀廃棄物に係る明示）による書換え

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有

転写無効